糸満市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防訪問介護A委託事業所公募要領

令和5年1月31日部長決済

１　目的

　　糸満市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防訪問介護Aの事業を委託するにあたり、高齢者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援をもって、利用者の生活機能の維持又は向上させるためのサービス提供ができる委託業者を選定するために必要な公募内容を定める。

２　委託業務の内容

　（１）委託業務名

　　　　糸満市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防訪問介護A

　（２）委託業務内容

　　　ア　生活援助の提供（掃除や整理整頓、生活必需品の買い物、食事の準備や調理、衣類の洗濯な

　　　　ど）

　　　イ　評価書の作成

　　　ウ　利用料の徴収及び納入に関する業務

　　　エ　毎月の請求書及び実績報告書の提出業務

　（３）委託料

|  |  |
| --- | --- |
| 週１回 | １１，０００円／月（包括払い） |
| 週２回 | ２２，０００円／月（包括払い） |

* 処遇改善加算等の加算はなし。

３　公募の実施

　（１）参加資格

　　　ア　事業者に対する要件

　　　　ａ　糸満市介護予防・生活支援サービス事業訪問型介護サービス予防訪問介護の指定を受けていること。

　　　　ｂ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であ

　　　　　ること。

　　　　ｃ　過去１０年間に沖縄県から事業所指定停止又は取消の措置を受けていないこと。

　　　　ｄ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）

の提供を申請した者でないこと。

　　　　ｅ　暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第２条第１項第２

号及び第６号に掲げる暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

　　　　ｆ　宗教法人法第２条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。

　　　　ｇ　本委託事業について高い見識及び十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができる

ような体制を整えていること。

　　　　ｈ　本委託事業を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。

　　イ　事業所の運営に対する要件

　　　（ｱ）　人員に対する要件

　　　　　ａ　管理者を１人専従で配置すること。

　　　　　ｂ　訪問事業責任者（サービス提供責任者）を１人配置すること

　　　　　ｃ　従事者は事業を実施するための必要人数を配置すること。

　　　　　　※　支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能とする。

　　　　　　※　従事者の資格：介護福祉士、介護職員初任者研修者又は一定の研修受講者。

　　　（ｲ）　設備に対する要件

　　　　　ａ　事業の運営に必要な広さを有すること。

　　　　　ｂ　必要な設備及び備品を備えていること。

　　　（ｳ）　運営に対する要件

　　　　　ａ　従事者の健康状態の管理ができていること。

　　　　　ｂ　従事者又は従事者であった者の秘密保持ができていること。

　　　　　ｃ　事故発生時の対応ができていること。

　　　　　ｅ　廃止・休止の届出と便宜の提供ができること。

　（２）応募に係る提出書類

　　　　提出書類、提出部数

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 提出部数 |
| １　受託申請書（様式１） | １部 |
| ２　糸満市介護予防・生活支援サービス事業　　指定事業者指定通知書のコピー |
| ３　誓約書（様式２） |

４　その他

1. 当該公募に係る費用は全て応募事業者の負担とする。
2. 応募申請書及び誓約書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
3. 公募要領に定めのないものについては、糸満市と受託者が協議の上、決定するものとする。